

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 自動車取得税関係

(1) 免税点の特例措置の適用期限を平成二十年五月三十一日まで延長することとした。

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二十年五月三十一日まで延長することとした。

(3) 車両総重量が三・五トンを超えるディーゼル車に係る税率の特例措置について、その適用期限を平成二十年五月三十一日まで延長することとした。

2 施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。